

第2回橋本道夫記念シンポジウム パネルディスカッション発表①



環境省 地球環境局 脱炭素化イノベーション研究調査室長 大井 通博

本日は、気候変動適応策の国際展開について環境省における取組をお話します。

「気候変動適応法」が、昨年6月に制定され、12月1日から施行されています。昨年夏の豪雨や猛暑などを見てもお分かりのとおり、もう気候変動の影響は先進国・途上国の区別なく起こっているという認識の下、日本として適応問題にどう取り組むべきかという議論の中でこの法律が制定されたのです。

「気候変動適応法」のポイントは、次の4点となっています。

第1点目は、適応の総合的推進です。政府のあらゆる施策に適応というものをしっかりと取り込むことです。我々はこれを「適応の主流化」と称しています。なお同法により、環境省は、概ね5年に1回、気候変動の影響に関して評価を行い、それに基づき政府としての「気候変動適応計画」を策定し、見直していくということが規定されています。

第2点目は、情報基盤の整備で、最大限不確実性も含めながら、最新の科学的知見に基づいた取り組みを展開していくことが規定されています。

第3点目は、地域での取り組み強化です。日本は南北、あるいは東西に長いことから、気候変動の影響の現れ方が地域によって多様です。またどういう問題に高い優先度を置くのかという「適応ニーズ」については、地域によって様々であることから、各自治体において「地域センター」を設置し、地域の適応計画を立案・実施するとともに、地域の多様な情報を集めることを重視しています。

そして第4点目が、適応の国際展開です。これまで環境省においては、タイやインドネシアなど8ヶ国と協力協定を結び、その国々の適応策の支援プロジェクトを進めています。またUNEPなどの国際機関とも連携し共同事業も進めています。こうした経験を踏まえ、途上国の適応策推進に貢献していくことが規定されています。

とりわけ国際展開については、例えばタイとの協力に関しては、同国内における情報プラットフォーム整備への支援をしています。またインドネシアにおいても同国の情報プラットフォーム（いわゆる

「I-PLAT」）を支援するとともに、各地域での関心に応じて日本の専門家の参加を得て影響予測を行い、地域の適応計画作りを支援しています。

環境省としては、これまでの協力実績を結集させて、日本国内での情報基盤整備と同様にアジア太平洋地域全体をカバーする「アジア太平洋適応情報プラットフォーム」(Asia-Pacific Climate Change Adaptation Information Platform: AP-PLAT)を速やかに整備していく方針です。

AP-PLATは、次の3つの主要機能を果たすことを目指しています。

- ①情報基盤の整備、科学的知見の整備、
- ②計画策定のための予測、測定などのツール開発及び
- ③適応の計画策定や適応策プロジェクトの立案・実施に繋げていく人材の育成・能力開発。

そのため、国立環境研究所、IGESなどをはじめ、JICAやUNEP、ADBなどの関係機関との連携を一層強化していく方針です。



今回のG20では、気候変動が大きなテーマとなり、気候変動緩和策と共に適応策にも焦点が当たります。G20を良い機会と捉え、関係国との連携をさらに強化して、AP-PLATもできるだけ早期に立ち上げられるように取り組んでいきたいと考えています¹。

¹ AP-PLATは、G20環境・エネルギー大臣会合開催中（6月16日）に正式発足が発表された。

URL : <https://www.env.go.jp/press/106883.html>